

国立大学法人静岡大学の中期目標

【平成22年 3月29日 文部科学大臣提示】
【平成24年 3月27日 文部科学大臣変更提示】
【平成25年 3月 7日 文部科学大臣変更提示】
【平成26年 3月25日 文部科学大臣変更提示】
【平成27年 3月23日 文部科学大臣変更提示】

（前文）大学の基本的な目標

静岡大学は、「自由啓発・未来創成」のビジョンに基づき、人材育成を旨とし、質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学を目指す。

第二期中期目標期間においては、分野ごとに下記の基本的な目標を定め、そのため、教えの場から学びの場への転換、自由な基礎的研究の推進と学際・未踏の研究分野への組織的な取組み、地域社会と協働した現代の諸課題へのチャレンジ、国際性豊かな人材育成、法人組織運営の自律性とアカウンタビリティの一層の明確化を図る。

【教育】

- 国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する。
- 教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる。

【研究】

- 知の蓄積を図り、世界をリードする基礎的・独創的な研究を推進する。
- 地域の学術文化の向上に寄与するとともに、地域産業の特色を活かし、産業振興に資する研究を推進する。

【社会連携】

- 現代の諸課題に真摯に向き合い、地域社会と協働し、その繁栄に貢献する。

【国際化】

- 創造的な教育研究を通して、国際性豊かな大学を目指す。

【経営基盤】

- 本学の活動について社会の一層の理解を求め、法人組織の経営基盤の安定化を進める。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日～平成28年3月31日

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科等並びに別表2に記載する教育関係共同利用拠点及び共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標

<学士課程>

- ① アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用し得る課題探求能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材を育成する。
- ② 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

＜大学院課程・専門職大学院課程＞

- ③ アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、
 - ・修士課程においては、質の高い高度職業人、
 - ・博士課程においては、高度な専門的知識能力をもち、新しい領域を開拓することのできる高度職業人、
 - ・専門職大学院においては、高度専門職人材、を養成する。
- ④ 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教育の質を保証するため、教えの場から多様な学びの協働体への転換を進めつつ、教職員の適正配置、教育環境の整備等を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学生の自主的・創造的な学習を推進するとともに、生活及び課外活動を支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 自由な研究環境のもとに基礎的な研究を推進し、また、学際領域における特色あるグローバルな研究を組織的に推進する。
- ② 地域の特色、産業振興に資する研究や、地域の特性を活かした学術文化の向上に寄与する研究を推進する。
- ③ 大学で創出される研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 地域から世界に羽ばたく創造的な研究を推進するため、高い研究能力を有する研究者を確保・育成し、また、研究推進体制を改善する。
- ② 質の高い研究を支援する環境を整える。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 教育・研究を土台に地域と協働し、地域社会のニーズに応え、教育研究成果を社会に積極的に還元する。

(2) 国際化に関する目標

- ① 国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。

(3) 附属学校園に関する目標

- ① 大学・教育学部及び地域の教育界との連携・協力を強化し、附属学校園の教育の改善を進め、かつ、より資質の高い教員の養成に貢献するとともに、今日的な教育課題に対応した教育研究を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 法人の基本的な組織の運営の在り方について検証し、再構築を進める。
- ② 社会的なニーズや教育研究の進展を踏まえ、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しや人事制度の改善を行うとともに、大学の自主・自律性と自己責任をより重視した運営を行う。
- ③ 男女共同参画憲章に基づき、男女共同参画を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 本部と部局等の事務における効率的・機能的な業務運営を進める。

III 財務内容の改善に関する目標

1 財務分析結果の活用に関する目標

① 財務分析結果を、より戦略的な経営に活用する。

2 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

① 外部資金を獲得し、財務内容の一層の改善を行う。

3 経費の抑制に関する目標

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

加えて、教育研究等の質的向上を図るため、財務会計分析に基づき、経費の有効利用及び経済性を高める。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

① 限られた大学の資産を有効に活用し、教育研究の充実に反映させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に係る目標

- ① 自己点検・評価及び第三者による評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。
- ② 学内外からの提言・指摘に対し、大学運営の改善に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ① 広報活動を充実させることにより、本学の教育研究等の諸活動に関する情報を積極的に社会に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 学生支援及び教育研究に必要な施設設備の整備を行う。

2 安全管理に関する目標

- ① 全学的・総合的かつ一元的な危機管理体制を確立し、学内の安全管理に万全を期す。
- ② 情報セキュリティを一層強化する。

3 法令遵守に関する目標

- ① 法令遵守に関する制度の充実及び教職員の意識向上を進める。

別表1 (学部、研究科等)

| | |
|------|---|
| 学部 | 人文社会科学部 教育学部 情報学部 理学部 工学部 農学部 |
| 研究科等 | 人文社会科学研究科 教育学研究科 総合科学技術研究科 自然科学系教育部 法務研究科 |

付記：「岐阜大学大学院連合農学研究科」参加校

別表2 (教育関係共同利用拠点、共同利用・共同研究拠点)

| |
|---|
| <p>(教育関係共同利用拠点)</p> <p>東海地域における暖地型農業実践教育共同利用拠点—茶・ミカン・トマトによる習熟度対応型フィールド教育— (農学部附属地域フィールド科学教育研究センター持続型農業生態系部門 (農場))</p> <p>—里山から森林限界まで—多様な自然教育素材を生かした南アルプス・富士圏森林生態系環境教育拠点 (農学部附属地域フィールド科学教育研究センター森林生態系部門南アルプス (中川根) フィールド)</p> <p>(共同利用・共同研究拠点)</p> <p>イメージングデバイス研究拠点 (電子工学研究所)</p> |
|---|